香川ニュース

第32号

発行所
香川自治会
広報委員会
(有)三邦タイプ
0467 (85) 1667

いよいよ公民館建設へ
特別委員会設置される

老朽化のはげしい公民館を建てなおすための香川公民館建設特別委員会ができました。

すでにご承知のとおり昭和四十七年にも雨漏りがひどくなったため一部修繕いたしましたが、これまでも何回か修繕してきているため老朽化のふせぎようがないのが現状です。一方、敷地も借地で、その契約年数も昭和五十二年までと残すことわずかになったため、この際建設特別委員会を設置して公民館建設について考えていただくことになったものです。

◈委員会編成基準

一、新香川公民館建設の早急かつ円滑な実現を計るため設置する。

二、略称、公建委員会という。

三、委員は、香川自治会員の中から選出する。

四、委員の数は若干名とする。

五、自治会の年度変りの都度、前自治会長及び副会長を加入させる。

六、委員の任期は公民館建設までとする。（その時期決定は、自治会と協議して決める）

七、委員は、委員会を構成し、委員長及び副委員長を互選する。

八、当年度の自治会長、副会長は、委員長の要請によりオブザーバーとして出席協議に加わる。

九、委員内より自治会長及び副会長に選出された場合は、委員を休任する。

十、以上、上記以外の疑義を生じたときは、自治会と委員会で協議して決定する。

◈昭和四十八年度の委員

委員長（熊沢伊助）

副委員長（岡本豊）

委員（池田武夫、国末節、越石隆三、坂田忠蔵、熊沢勝司、新井重司、埋金一郎、新倉栄一）の方がたです。

火災
昨年は市内で一一五件

例年冬期になるときまって火災が増加します。

茅ケ崎消防署の調べによりますと、昨年十二月二十五日現在で一一五件二億八千四百十三万九千円もが灰になったと云っております。

このように火災の発生が増加するのは、寒くなって暖房などの火を使うことが多くなること、気象的に空気が乾燥する日が続き、ちょっとした火でも出火しやすくなることなどによるものと考えられます。

年末から年始にかけては、忘年会、クリスマス新年会など、酒を飲む機会が多くなり、ややもするとタバコの火や暖房など火の取り扱いに対する注意がおろそかになったり、年末、年始の忙がしさにまぎれて、ついうっかりということになりがちですが、こと、火、については、くれぐれも慎重な取り扱いと念入りな点検が必要です。

一人ひとりが火災の防止について、注意をはらうとともに、万一出火した場合にはすぐに消火できるよう消火の準備と避難の仕方について、職場でも、家庭でも話し合っておく必要があるのではないでしょうか。

一、火災予防について

ア、タバコは投げすて置き忘れしない、特に飲酒したときの寝タバコは危険です。

イ、コンロ、ストーブなどは正しい取扱いをする。また、まわりに燃えやすいものを置かないように。

ウ、外出するとき、就寝するときは必らず火の元を確かめる。

二、火事になったら

ア、早く一一九番で場所、目標、状況を知らせる。

イ、まわりの人に大声で火事を知らせ、小さな火ならば協力して消す。

こんなちょっとした注意や協力で火災を未前にふせいだり初期に消火することもできるものです。

新年にあたって

自治会長　柳川治郎

昭和四十九年の新春を迎え、皆さんお目出度うございます。光陰矢の如しと申しますが、早いもので私は今年で五回目の寅年を迎えました。子供の頃のあれこれを想い出しますと、随分長いことのようでもあり、またつい二三日前のことのようにも思われます。この間自分では何をしていたのか気付かぬうちに年を重ねてしまいました。今年初めて自分は香川自治会長として重責を負っていることに気付き皆様のお役に立ちたいとひたすら励んでおります。

石油危機に端を発した生活物資の不足と、異常な物価高で迎えた新年は決して素直にお目出度うとは云い兼ねますが、皆さんと共に一日も早く気持ちの安らかに生活のできる社会状態になって欲しいと希います。然し昨年十一月に経験したような生活物資の不足は、一部の消費者家庭の買い急ぎや、買いだめによることが主な原因だとしたら皆んなが平常のようにそのときの必要量だけ購い求めれば、戦時中のようにあれもない、これもないと云う物資不足は起らなくてすむと思います。

またそのために起る異常な物価高にもならない筈です。それにしても輸入する原油が二倍以上にも値上げされたとなれば今までのように、ダブつくほど無制限に輸入する訳にもいかないでしょうから、従って原油を材料とする製品は確かに値上りするでしょうが、この際物を大事にして、無駄をなくし、節約すれば物価の値上りも、私共の力で或る程度押えることができる筈だと思います。

本年は石油危機の物価高と云う誠に思はざる年明けになりましたが、私共はこの危機に際して、いたずらに政府の施策や対策をまつばかりでなく吾々なりにお互が協力してこの危機を切抜けるよう努力し、禍を転じて福となして、一日も早く豊かな福祉社会の実現を希っております。私共自治会役員の任期も余すところ僅かとなりましたが、先輩諸氏が築いてくれた健康で、明るく、住みよい香川のイメージを更らに充実させるために微力ながら今年も努力いたすつもりです。住民各位の一層の御協力をお願いして新年のごあいさつといたします。

田畑変更農地改良
届出書の取扱内規

盛土や地下げによる農地の改良がこのところあちこちで行なわれています。農地の改良は農家にとってはかかすことのできない大事ですが、こと自分の農地ということで届出がおこたりがちのようです。そこで、どんな手続き等をしたらよいのか、地元農業委員の橋村誠さんに書いていただきました。

この規定は農地法第四條第一項並びに同法第四條第一項五号、農地法施行規則第四條の二第一項を準用し田畑変更農地の地下げにつき届出書の提出を求めるとともに、処理につき五号より六号のとおり定める。

(一)届出の様式は別紙様式一号とする。

(二)届出書の処理については茅ケ崎市農業委員会審議方式により処理する。

(四)審議の結果適当なものは受理通知を発行するものとし、不適当なものは地区部会または農政部会で障害となる事項を調整に整はないときは不受理通知をする。

(五)この内規に定めるもののほかについては茅ケ崎市農業委員会審議方式を準用する。

(六)この内規は昭和四十六年より施行する。

田畑変更農地改良（盛土地下）届出受理通知書

一、届出者　住所　氏名

二、当該地

大字、地番、地目、地

三、届出目的

昭和年月日届出があった田畑変更農地改良（盛土地下げ）届出書は昭和年月日受理し同日その効力が生じたので通知する。

留意事項

届出者は土砂の搬出入経路隣接農地等との用排水に防護柵等について地元生産組合自治会及び関係者と協議し被害防除について万全を期し万一人畜並びに農作物及び道水路等に被害を及ぼした場合一切の補償の責任を負うこと

條件

昭和　年　月　日

茅ケ崎市農業委員会
会長

お年玉

新年の贈り物のことを「年玉」といっていますこの年玉とは、お祝いの心をこめためでたい贈り物という意味から古くは餅を用いたようですが、今ではこどもさんにやるおかねや品物に限って、使われるようになりました。

とくにこのところ物価高騰で、うっかりすると「おかあさんはこのごろの消費者物価を知らないの？」と反撃にあいますおかあさんは消費者物価など身にしみて知っていればこそ、お年玉の査定には苦労したはずですがお年玉本来の純粋な気持ちを受けとってもらえないことを悲しませます。しかも、近所のおともだちにもということになると、あまり張り込んでもへんです。何となく気の重い贈り物の風習です。いっそ品物でもと決めてブラモデルを買っていった奥さんがいました。

さあ！！三学期

元日、年賀状の配達されるのを待つ気持ちは楽しいものです。どすりと投げこまれた年賀状の中に、古いお友達の名前を見つけたり、思いがけない人から年賀状を受けとったり意外なうれしさ、なつかしさがこみあげてくるものです。中には年に一度、ごぶさたのおわびをかねたものもあって思わず顔もほころびますでもこうした年賀状をながめていつまでもにやにやしてもいられません、さっそく整理にとりかかりましょう。親類関係、仕事関係などに分類して五十音にそろえて住所録と照合してみて、住所の変ったところは必らずつけなおし、ついでに郵便番号も書き入れておくとこの次にまた番号簿を調べなくてもすみます。

さて、お子さんたちには三学期です。

いつまでも正月気分でぬけきらず、夜おそくまでトランプやゲーム遊びをしてはいませんか？

朝寝坊も早くたちなおらせてあげましょう。

特に中学生や高校生で進学を希望されている方にとっては大事な時期です。

これからは寒波がおしよせてきます。夜ふかしもほどほどに、かぜなどひかせないように協力してあげましょう。

ことしの展望

市議会議員　亀井隆義

あら玉の年たちかえる時皆さまに謹しんでお喜こび申しあげます。

昨年は四月以後毎月前年比一〇％以上の消費者物価の値上がり、年末になって石油問題に端を発した異状経済に見舞われ、物価の安定が最大の課題になるなど激動の年でしたが、今年は生活防衛が強く叫ばれる年といえましょう。

こうした中で本市の財政事情も大きく影響し自然増収は二〇％程度見込まれるものの、物価の煽りを受けて、前年並みの公共事業の執行が精一杯という納税者市民にとっては有難くない展望です。

しかし私は香川出身の議員として、市の総合計画に定めた香川小学校の増築（八教室）継続事業となっている北下水路（一九三米）合計一億一千余万円）は着実に施行させるよう理事者に要求し、また家庭雑排水路や舗装の促進など自治会の年次計画を極力予算化するよう強く要望してゆく所存であります。

昨年末に、この香川地区の中心から西部にかけて土地区画整理事業が組合施行の形でスタートする決定がされましたが、否応なしに都市化の進むこの地域の環境を守る基本的な手段として、本事業は画期的な壮挙であります。

この企画に指導的な役割りをもたれる諸兄に敬意を払うとともに、今後本事業が市の援助と権利者各位のご協力とによって所期の成果をあげられることを心から念願いたします。

この香川の地域は、住みよさが買われて毎年百戸以上の社会増を加え、市内最高の伸びを示しております。市の長期計画では香川は第二の副都心との折紙をつけられております。まだその実質はない姿ですが、前述の区画整理の結実を軸とし、ここに住まわれる住民の英知を出して頂くことにより価値ある良環境が設定され、後代に誇れる香川とすることが可能であると信じます。

当面老朽化した公民館の再建も計られており、まだこの地域の都市施設の遅れに多くの指摘やご批判もありますが、篤志家の提供された二つの青少年広場のように善意と協力の芽が育っています。

私は、これからも会員各位のご叱正を頂きながら微力をつくす考えであります。

皆さまのご多幸をお祈りします。

守りましょう　酔っぱらい防止に関する法律

寒さがきびしくなってくるとお酒を飲む機会が多くなってきます。ことにお正月がそうですが、車を運転する人はちょっとでも飲んだら運転してはいけません。また、運転者にお酒をすすめても罰せられることになりますが、なかなか守られてはいないようです。

「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」が公布されて、ことしで十三年になりますが、まだ、一般に徹底していないようです。自分のおかねで自分で飲むのですから何も他人からとやかくいわれる筋はない」…と一応は考えられますが、この法律は、過度の飲酒が個人的、社会的に及ぼす害悪を防止して、公共の福祉に寄与することを目的として定められたもので、酒に酔っている者とは、第一条の定義によりますと、アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態にあるもの、つまり銘酊者ということになります。

お酒を飲んで酔わない人はいませんが、体質によって強い弱いの差は多少ありましょう。余談ですが、酒（トリ）ヘンの文字を調べてみますと全部お酒に関係のあることがわかります。もっとも酉は象形文字で酒をかもすツボを形にかたどり、酒ツボ、ひいては酒を表わしたものです。

さて、この法律の第二条には、節度ある飲酒という標題で「すべて国民は飲酒を強要する因習を排除し、飲酒について節度を保つように努めなければならない。」とあります。どうも悪いくせで、何か事があればそれをきっかけにお酒を飲む、飲めば酔わなければ承知できず、どうしてもむりじいする悪習です。さきほどお酒に強い弱いがあるといいましたが、これは体質で、からだが大きい人、太っている人、若い人は、その反対の人よりも強いのは、同量のアルコール分を入れているかぎり、体内でそれを薄める働きが多いからです。細いくせに強がりをいってガブガブやったら、とても大きな太っている人にかなうはずはありません。適度の飲酒は、固くなった筋肉をほぐし、気をやすませてくれますがへべれけになるまで飲んではかうだに差し障りがあります。

いづれにしても、公衆に迷惑をかけたり、過度の飲酒はさけたいものです。

お宅では　何を目標に

一九七四年という年はどんな年か、まだ明けたばかりですが前後の事情から私たちをとりまく社会情勢をはっきり見つめてくらしの中の心構えをきめておきたいものです。

一月の事を和名で睦月（むつき）といいます。年のはじめの月として一家はもちろん、隣近所の人、ひいては世界中の人たちがお互いにむつみ合うことができますように、と、願を込めて、この呼び名が生れたものでしょうか。

毎日をたのしく過ごすためには、家族ぐるみ気持ちを合わせていかなければなりません。気持ちを合せるということは、何も親のいうとおりにせよということではありません。反対に子供のいうなりにしょうというものでもありません。

ひところ「世代の断絶」と云う言葉が盛んに使われました。親と子の、先生と学生の考え方の違いが、対話や話し合いだけでは埋めきれない溝の事をいい表わしたことのようです。

親と子、先生と学生の考え方の相違は、何もいまにはじまったことではありません。ずっと昔からあったはずです。もし親と子、兄弟、師弟の間に何もちがいがないとしたら、お互いの進歩も発展もなくなるでしょう。物の考え方や生活様式は時代とともに変ってゆくのは当然のことで、その考え方の変ったところだけとりあげて、目くじら立てる事によって起こるのが「断絶」ということになったのではないでしょうか。

くらしのうえでは、少なくとも親子三代くらいは同じ様式で生きているように思えます。例えばお正月の過ごし方です。元日は、まず、祝いのおとそを飲み、多少テレながらも新年のあいさつをしてからおぞう煮やおせち料理を一緒にたべるといったコースですが、この習慣は全国共通のようです。

こういった百パーセント共感できる親子の生活の場があるのに、どうしてささいなことで断絶が起こるのでしょうか。ことしは断絶を断ちきる共同体意識の回復を目標にしたいものです。

成人式　今と昔

昔は男子の成人式を「元服式」とか「初元結（はつもとゆい）」といわれ、十二才から十六才の間の正月に行ないました。成人になったというしるしに髪を短かく切ってもとどりを結び、服装を改めて頭に冠をつけるのが習わしでした。伊勢物語の初めに「むかし、おとこ、ういかぶり（初冠）して……狩に住（い）にけり。」と、成人したばかりの男子が狩猟に出かける話がでています。平家物語にも「……初冠の御粧いかばかりからうたく思召されけん。」と、立派に成人した姿を気持ちよくながめる場面がありました。

女子は男子の元服式とは違いますが、儀式としては裳着（もぎ）とか髪上（くしあげ）などして服装や髪形で成人したことを表現したもののようです。

さて、十五日は「成人の日」です。この日はおとなになったことを自覚し、みずから生きぬこうとする青年を祝い励ます国民の祝日です。

今年、成人になられるのは、昭和二十九年一月十六日から昭和三十年一月十五日までに生れた男女の方々です。

民法は、第三条に満二十年を以って成年とす」と定めてあるとおり、法律上独立の社会人としての地位を獲得します。成人となられた方々は、まず国民としてもっとも重要な選挙権が与えられ、国政や都道府県、市町村の政治に参加するチャンスが得られます。

一方、財産関係や身分関係など、これまで未成年者のときのような法律上の保護は成年者には取り去られ、自分の責任と判断で行動することを要求されるわけです。

「ご成人おめでとう。」ご両親のヒザからはなれて一歩外に出ればあなたはもうおとなです。しっかりと成人としての自覚で……。

空巣だぞ

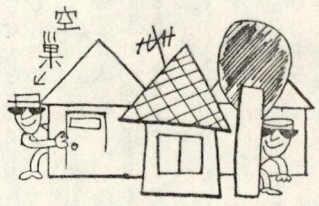

狙われている　お宅

春は外出の多い時
「カギを忘れず
となり近所へちょっと
一言」

かぜには　休養が一番

「お宅ではいかがですか」。

悪いカゼがはやっているので戸外ではマスクがはずせないということをよく聞きます。

寒さがきびしくなると鼻の頭やホオが赤くなってみっともないという理由もあるようですが、理くつを云えば「寒いからカゼをひく……」というのは少しおかしいそうです。その反対に夏だってカゼをひくことがあるからと云うことですが、幼稚園のお子さんでしたら、少しおかしいなと思えば休ませてしまうのに、小学校となると勉強の方が気になり、額をちょっとさわってみて「この位いなら大丈夫だ」と追い出してしまいます。

これがそもそも集団カゼのもとになるらしい。

冬のカゼはインフルエンザウィルス、ライノウィルス、RSウィルスなどが、しめきった教室や乗り物の中で飛沫感染して鼻やのどの粘膜をやられるそうです。

カゼは万病のもとということわざがあります。くしゃみ、鼻汁、頭痛、発熱……とこんなにやっかいな病気もないそうです。

かかったかなと思ったら二・三日ゆっくり休養すれば薬など飲まなくてもなおる人がかなりいるようですが、長びくようでしたら直ぐ医者にいって診てもらうのが一番、でないと抵抗力が弱まりそのスキに別の病気にかかったら大変です。

カゼが万病のもとというのは余病の併発ということにあるようですが、なんとしてもカゼはコジらせないうちになおすことが大切のようです。

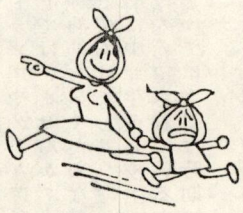

カゼには　休養が一番